

広島県告示第二百八十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十二年三月二十六日

広島県知事
藤田雄山

区域の名称												所在 地	土砂災害警戒区域	
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類														
区域の名称												区域表示	土砂災害特別警戒区域	
天満下(三四四) 四一二)地区	天満下(三四四) 四一二)地区	天満下(三四四) 四一二)地区	天満下(三四四) 三一)地区	三軒家(三四四) 三一)地区	横尾C(三四四) 一四)地区	横尾C(三四四) 一三)地区	横尾C(三四四) 一一二)地区	横尾C(三四四) 一一一)地区	横尾C(三四四) 一一)地区	横尾C(三四四) 一)地区	横尾C(三四四) 二)地区			
崩壊 急傾斜地の おり	崩壊 急傾斜地の おり	崩壊 急傾斜地の おり	崩壊 急傾斜地の おり	崩壊 急傾斜地の おり	崩壊 急傾斜地の おり	崩壊 急傾斜地の おり	崩壊 急傾斜地の おり	崩壊 急傾斜地の おり	崩壊 急傾斜地の おり	崩壊 急傾斜地の おり	崩壊 急傾斜地の おり	表 区域 示	土砂災害 特別警戒区域	
天満下(三四四四) 一)地区	天満下(三四四四) 一)地区	天満下(三四四四) 四)地区	天満下(三四四四) 三)地区	三軒家(三四四) 一四)地区	横尾C(三四四一) 一三)地区	横尾C(三四四一) 一一二)地区	横尾C(三四四一) 一一一)地区	横尾C(三四四一) 一)地区	横尾C(三四四) 二)地区	横尾C(三四四) 一)地区	横尾C(三四四) 二)地区	区域の名称	土砂災害 特別警戒区域	
崩壊 急傾斜地の おり	崩壊 急傾斜地の おり	次の図のと おり	次の図のと おり	次の図のと おり	次の図のと おり	次の図のと おり	次の図のと おり	次の図のと おり	次の図のと おり	次の図のと おり	次の図のと おり	次の図のと おり	自然現象の 種類	土砂災害 特別警戒区域
三律の号による定められた区域の範囲を示す。土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の実施を推進するため、政令で定めた区域である。平成四十一年度に施行された土砂災害防護規則第8条の規定による。この区域は、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類により、土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域とに分けられる。												所 在 地	広島県福山市千田町、横尾町、緑陽町、神辺町地内	土砂災害警戒区域

広島県福山地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

各区域について、
「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局土木整備部砂防課及び